

《判例研究》

固定資産税の滞納によってなされた信託財産に係る賃料相当額部分に対する差押えの可否

（最高裁平成 28 年 3 月 29 日判決、判例タイムズ 1427 号 67 頁、金融法務事情 2054 号 54 頁、判例自治 410 号 46 頁）

富田 仁

【事実の概要】

亡 A は、平成 18 年 6 月 23 日、X 1 との間で亡 A を委託者兼受益者、X 1 を受託者とする信託契約（以下、本件信託契約という）を締結した。本件信託契約は、亡 A が所有する土地（以下、本件土地という）を X 1 に信託譲渡し、X 1 が本件土地の管理または処分を行うことを目的とするという内容であった。また、亡 A と X 1 との本件信託契約には、X 1 が亡 A に対して月額 7 万 4400 円の配当金を支払う旨の合意もなされていた。その後、同月 29 日に本件土地につき、亡 A から X 1 に対して信託を原因とする所有権移転登記および信託の登記がなされた。

X 1 は、平成 18 年 7 月 19 日、本件土地上にある家屋（以下、本件家屋という）を売買契約により取得し、訴外 B に対して本件土地並びに本件家屋を事務所および駐車場を使用目的として、賃料を月額 30 万円および消費税相当額として賃貸する旨の賃貸借契約（以下、本件賃貸借契約という）を締結した。なお、本件賃貸借契約においては、賃料につき、本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分の内訳は定められていない。

X 1 は、本件土地および本件家屋、その他の複数の土地に係る固定資産税を、平成 18 年度分から同 23 年度分を滞納していたため、処分行政庁である

Yは、X1に対して平成24年1月24日付けで、上記固定資産税並びに督促手数料、延滞金および滞納処分費（以下、本件固定資産税等という）を徴収する目的で、本件賃貸借契約に係る2月分以降の賃料の支払請求権（以下、本件賃料債権という）を本件滞納固定資産税等の金額に充つるまで差し押さえる旨の差押え（以下、本件差押えという）を行った。

このため、X1およびX2（亡Aが第1審係属中死亡し、X2が本件訴訟を承継）は、本件土地はX2を委託者兼受益者、X1を受託者とする信託財産であって、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分も信託財産であるから、滞納処分を行うことはできないなどとして、本件差押えの取消しを求め訴えを提起した。

【判旨】

破棄自判

旧法16条1項（以下、現行信託法を現行法とし、旧信託法を旧法と記す）は、「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に基づく場合を除き、信託財産に対する強制執行等を禁じているところ、その目的は、信託財産の独立性を確保し、受益者の保護等を図るところにあるものと解される。このような目的に鑑みるならば、信託財産に対する滞納処分は、信託財産に関する租税債権など「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」にもとづく場合を除き、同項により許されないと解するのが相当である。

本件賃貸借契約においては、賃料のうち本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分の内訳につき明示の合意はなされていないものの、旧法28条が信託契約の受託者は信託財産を固有財産および他の信託財産と分別して管理することを要する旨規定していること、本件土地について信託の登記がされていること、本件土地と本件家屋とは別個の不動産であり、その経済的な価値は別個に観念することが可能であること等に鑑みると、本件賃貸借契約の当事者の意思を合理的に解釈するならば、本件土地および本件家

屋の経済的な価値の割合や利用状況等に応じて、本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分とに区分されるものと解するのが相当である。

そうすると、本件賃料債権についても、本件土地の賃料相当額部分を区分することが可能であると解される所、同部分は、X 1 が、信託財産である本件土地の管理行為として締結した本件賃貸借契約に基づき得たものであるから、旧法 14 条により、信託財産に属するものとなる。

固定資産税の納税義務者が同一の市町村内に複数の不動産を有する場合には、いわゆる名寄せが行われ（地方税法 387 条）、課税技術上、固定資産税は、全ての不動産につき一体として賦課されることになる。しかし、各不動産に課される固定資産税の課税標準は当該不動産の価格を基準とすること（同法 349 条）からすると、上記の場合に賦課される固定資産税については、これを各不動産の固定資産税相当額を算定することができるというべきである。

そうすると、本件差押えについては、本件滞納固定資産税のうち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることとなる点において、旧法 16 条 1 項との関係で問題があるといわざるを得ないものの、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額部分に係る部分に基づき、本件賃料債権を差し押さえることや、本件滞納固定資産税等に基づき、本件賃料債権のうち本件建物の賃料相当額部分を差し押さえることは、同項に何ら反するものではないというべきである。

このように、本件差押えにつき同項との関係で問題となる部分は上記の限度にとどまり、国税徴収法 63 条が、徴収職員が債権を差し押さえるときはその全額を差し押さえないと規定していることなどに照らすと、本件差押えの効力を直ちに否定すべき理由はなく、また、本件差押えを全体として違法とするような特段の事情もうかがわれないから、本件差押えは、適法である。

もとより、旧法 16 条 1 項との関係で問題となる部分については、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分をもって本件滞納固定資産税等のう

ち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に充当することはできないから、本件賃料債権が逐次取り立てられて本件滞納固定資産税等に充当された結果、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分が消滅した場合には、Yは、それ以降に本件差押えに基づき取り立てた本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額をX1に交付すべきものであり、交付されない場合には、X1は、Yに対し、不当利得の返還を求めることができるというべきである。

なお、本件土地および本件家屋の貸付けに係る消費税の納税義務者は、X1であり（消費税法5条1項）、本件賃料債権のうち本件賃貸借契約において消費税相当額とされた部分は、本件土地および本件家屋の貸付けの対価の一部であるというべきであるから、本件差押えにより同部分を差し押さえることができるものと解される。

【評釈】

1. 本件は、現行信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）2条により、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、従前の例によることとなり、旧法が適用されることになることとされている（現行法23条1項（旧法16条1項）は、信託財産に属する財産に対する国税滞納処分を認めていないため、この点注意を要する）。なお、本件は税法上の問題もあろうが、本稿においては、信託法に関連する問題を中心に取り上げることとしたい¹⁾。また、本稿では固定資産税に

1) 本件の評釈として、小賀野晶一＝福田智子「本件評釈」判例自治28号29頁、福田智子「本件評釈」信託フォーラム7号137頁、青木哲「本件評釈」金融法務事情2073号59頁、片岡雅「本件評釈」金融法務事情2075号36頁、小峯庸平「本件評釈」ジュリスト1505号77頁、宮崎綾望「本件評釈」ジュリスト1505号216頁、阿部雪子「本件評釈」ジュリスト1508号140頁、橋本彩「本件評釈」民商法雑誌153巻3号123頁、がある。本件の紹介として、鈴木健之「本件紹介」金融法務事情2063号68頁、がある。

なお、本件の第1審判決である、大津地裁平成25年10月15日判決（判例自判410号51頁）は、現行法を適用した上で、信託財産に属する財産に係る固定資産税（租

税債権)は、信託事務の処理について生じた権利(現行法 21 条 1 項 9 号)であるから、差押え禁止の例外に該当するのであって、信託財産に属する財産に対しては、差押えをすることができるかと判断した(現行法 23 条 1 項、2 条 9 号、21 条 1 項 9 号)。また、本件土地に係る賃料債権と本件建物に係る賃料債権とは、不可分債権であるとし、本件土地に係る滞納固定資産税に基づき不可分債権たる賃料債権を差押えることは可能というべきであるとする。

本件の第 2 審、大阪高裁平成 25 年 3 月 14 日判決(判例自判 410 号 53 頁)は、以下のように判断する。すなわち、旧法を適用した上で、固定資産税のうち、本件土地に係る固定資産税に相当する部分は、旧法 16 条 1 項にいう「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当することは明らかであるところ、信託事務の処理について生じた権利に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のほか、固有財産に属する財産をもって、その履行の責任を負うのが原則とされているのであるから、本件土地に係る固定資産税に相当する部分についての債権に基づいて、信託財産である本件土地および X 1 の固有財産である本件建物についての、本件賃貸借契約に係る賃料債権を差し押さえることが、旧法 16 条 1 項に抵触するものでないことは明らかである。しかしながら、他方、固定資産税のうち、X 1 を所有名義人とする本件土地以外の不動産に係る賃料債権のうち、亡 A を委託者とし、X 1 を受託者とする信託財産である本件土地の賃料相当額部分に対する強制執行等を行うことは、旧法 16 条 1 項によって、当該信託財産が責任を負わないものとされている債務の債権者による権利の行使を許すことになるので、同条に抵触することになるというべきである。加えて、信託財産である本件土地のみならず、その他の X 1 を所有名義人とする不動産に係る固定資産税について、本件賃貸借契約に係る賃料債権の全額を差し押さえたのは、同一納税義務者が所有する不動産について、いわゆる名寄せが行われており(地方税法 387 条)、固定資産税の免税点(同法 351 条)を判定する場合は名寄せ後の課税標準額をもって行われているほか、課税標準額および税額を算出する際の端数処理(同法 20 条の 4 の 2)についても、名寄せが行われていることを前提として算定された固定資産税の総額に対して実施されることになっていることなどから、通常の場合、特定の市町村において複数の不動産を所有している者については、賦課された固定資産税のうち、特定の不動産にかかる税額を正確に算出することができず、また、特定の不動産に賦課される固定資産税のみを支払い、あるいは支払わないとすることはできないことから、差押調査や、同調査添付の滞納明細書においても、総額表示しかなしえないためである旨を Y は主張するが、特定不動産に対する固定資産税相当額(ただし、近似値)を算出すること自体は可能である以上、上記地方税法上の制約があることは、旧法 16 条 1 項に違反して信託財産の独立性を害することになる本件処分を正当化する根拠にはなり得ないと判断する。本件処分後に行われる滞納税金の充当処理計算上、本件土地の賃料相当額部分が信託財産である本件土地の固定資産税のみに充当される余地があれば、本件処分は当初から適法であると Y は主張するが、行政処分の違法性を判断する基準となる時点は、当該処分が行われた時点であると解すべきであるところ、前提事実のとおり、本件処分に基づいて Y が取り立てた本件賃貸借契約に基づく賃料債権が、X 1 が滞納した固定資産税に充当されたのは、本件

ついて論を進めることとし、消費税については触れない。

さて、本件は、受託者である X 1 が亡 A から信託を引き受け、信託登記がなされた本件土地、および本件土地上にある X 1 の固有財産である本件家屋等に係る固定資産税等の滞納により、信託財産である本件土地の賃料相当額部分について、旧法 16 条 1 項（現行法 23 条）との関係で、Y による差押えの可否が争われた事案である。

信託法上、信託財産は、委託者から受託者に移転されると受託者の名義となるけれども、信託目的の制限を受けることで、受託者の固有財産からは分離されて独立した財産となる。信託財産には、さまざまなものがあり、不動産や金銭といった種類から、その中に積極財産はもとより消極財産を含む場合もあるのであり、こうした信託財産の性質から、信託財産の範囲については、旧法 14 条（現行法 16 条）において、「信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス」と規定されている²⁾。したがって、同条の趣旨から、受託者が管理や処分等で得たものは、

処分後である上、具体的に Y においてどのような充当方法が採用されるのかについては、X らは本件処分時には知り得ないのであるから、現時点において前提事実記載のとおり充当が行われているとしても、このことを理由に本件処分が適法と評価されることになるわけではないと判示する（本件処分を維持すれば、いずれ本件処分における請求債権のうちの本件土地の固定資産税未納分が消滅し、上記のような充当処理ができなくなることになり、その場合には、本件土地の賃料相当額部分をその余の不動産の固定資産税未納分に充当するか否かは、Y の意思に委ねられることになるが、このような状態は、やはり、適法とはいえないと判断する。）。)

- 2) 旧法 14 条は、大正 7 年 8 月 5 日のわが国初の信託法案には、見られなかったのであるが、大正 7 年 8 月 26 日の法案において、新たに設けられたという経緯がある（山田昭・信託法・信託業法〔大正 11 年〕日本立法資料全集 2（1991 年）10 頁）。その後、大正 7 年 9 月 19 日の法案の 3 条では、「信託ノ目的タル財産並其ノ財産ノ管理及処分ニ因リテ得タル財産ハ信託財産トシテ受託者ニ帰属ス 受託者ハ第三者ニ対シ完全ノ所有者トシテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得」と規定し、大正 7 年 11 月 1 日の法案では、その 11 条で「信託ノ目的タル財産並其ノ財産ノ管理及処分ニ因リテ得タル財産ハ信託財産トシテ受託者ニ帰属ス」とのみ規定され、第 2 項が削除された。大正 8 年 8 月 16 日の法案の 13 条では、「信託財産ノ管理及処分並其ノ滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リテ受託者カ受ケタル財産ハ信託財産ニ属ス」とし、「受託者ニ属ス」とされていた財産は、「信託財産ニ属ス」と変更された。大正 8 年 12 月 9 日の法案およびその後の大正 11 年 2 月 22 日の法案では、前者はその 16 条、後

信託財産に帰属するということになる。これを受け、本件では、受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分と、信託財産である本件土地から生じる賃料相当額部分との区分し得る根拠として、信託財産と受託者の固有財産が分別されることを前提に（旧法 28 条、現行法 34 条）、信託の登記が存在していること、賃貸借契約から生じる賃料につき、本件土地と本件家屋とは別個の不動産であり、その経済的な価値は別個に観念することが可能であることを指摘し、裁判所自ら本件賃料債権の内訳を明確にしたわけであるけれども、実際に分別管理が行われていたのかなど、差押えを認める上で必要なこれら根拠について問題がないわけではない。

また、本件判旨でも述べられている通り、信託においては、受託者の債権者等による信託財産に対する強制執行等は認められない（旧法 16 条 1 項）³⁾。

者は 14 条において大正 8 年 8 月 16 日の法案から変更を受けず、「信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ依リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス」と定められ、旧法に至った（山田・信託法・信託業法 80 頁以下）。

- 3) そもそも旧法 16 条は、旧法の母法とされるインド法およびカリフォルニア法には見られない、わが国独自の規定とされており、イギリス法の信託財産の独立性と、当時の信託会社の状況を踏まえ、受益者の権利保護を念頭に、創設されたとされる（山田昭・信託立法過程の研究（1981 年）108 頁以下）。なお、旧法 16 条の立法過程については、以下のような経緯を見ることができる（山田・信託法・信託業法 81 頁以下）。すなわち、大正 7 年 9 月 19 日信託法案では、その第 10 条において「信託財産ハ其ノ財産ノ管理又ハ処分ニ因リテ生シタル権利ニ基クニ非サレハ之ヲ以テ強制執行ノ目的ト為シ又ハ競売ヲ為スコトヲ得ス 前項ノ規定ハ其ノ財産ノ信託前ノ原因ニ因リテ信託財産ノ上ニ存スル権利ノ行使ヲ妨ケス」と規定されていた。また、同年 11 月 1 日の法案では、12 条で「信託財産ハ信託事務ノ処理ニ因リテ生シタル権利ニ基クニ非サレハ之ヲ以テ強制執行ノ目的ト為シ又ハ競売ヲ為スコトヲ得ス 前項ノ規定ニ反スル強制執行又ハ競売ニ対シテハ受益者ハ民事訴訟法第 549 条の規定ニ従ヒテ異議を主張スルコトヲ得 前 2 項ノ規定ハ其ノ財産ノ信託前ノ原因ニ因リテ信託財産ノ上ニ存スル権利ノ行使ヲ妨ケス」と規定され、とりわけ受益者による異議を認めるといった追加部分に違いを見ることができる。その後の大正 8 年 8 月 16 日の法案では、その第 18 条において「信託財産ハ信託事務ノ処理ニ因リテ生シタル権利又ハ財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利ニ基クニ限リ信託行為ニ依ル処分ノ制限に拘ラス之ヲ以テ強制執行ノ目的ト為シ又ハ競売ヲ為スコトヲ得 前項ノ規定ニ反スル強制執行又ハ競売ニ対シテハ受益者、受託者又ハ委託者ハ民事訴訟法第 549 条の規定ニ従ヒテ異議を主張スルコトヲ得」と規定されており、大正 7 年 11 月 1 日信託法案に比べ異議を主張できる者が受益者のみならず、受託者および委託者が加えられている。同年の 12 月 9 日信託法案では、18 条で「信

いわゆる、この信託財産の独立性（不可侵性）の原則は、信託の公示を前提として、認められるものとされている⁴⁾。しかしながら、この原則には例外もあり、旧法16条1項の「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」または「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に基づいてなされる信託財産に対する強制執行等は認められる。例えば、前者は信託設定前に抵当権が付着した財産を信託した場合などをいい、この抵当権の実行により信託財産に対して競売手続が行われることを認める。後者については、受託者の信託財産の管理や処分から生じた債権者等の権利であり、例えば受託者が管理会社との間で信託財産の管理のために請負契約を締結し、管理会社が受託者からその管理費用を得られない場合には、信託財産に対して強制執行等が認められる場合などがあげられる。本件判断では、租税債権は「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当すると認定し、固定資産税の滞納に基づく、本件土地から生じる賃料相当額部分に対する差押えは可能であるという論理であるけれども、そもそも旧法3条以外の財産である本件土地から生じる賃料相当額部分に対しては、その差押えを認めるにあたり、特定性が認められ得るか否かといった

託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利ニシテ第三者ニ対抗スルコトヲ得ルモノ又ハ信託事務ノ処理ニ因リテ生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス 前項ノ規定ハ信託財産ニ関スル租税其ノ他ノ公課ニ付国税徴収法ニ依リ滞納処分ヲ為スコトヲ妨ケス 第1項ノ規定ニ反スル強制執行又ハ競売ニ対シテハ受益者、受託者及委託者又ハ其ノ相続人ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法549条ノ規定ヲ準用ス」と規定され、信託財産に関する租税などについては、前項の強制執行等の制限にかかわらず滞納処分をすることができるという内容が加わり、また異議を主張できる者に委託者の相続人が加わった。そして、大正11年2月22日の法案では、その17条において「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ因リテ生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス 前項ノ規定ニ反シテ為シタル強制執行又ハ競売ニ対シテハ委託者、其ノ相続人、受益者及受託者ハ異議を主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法第549条ノ規定ヲ準用ス」と規定され、信託財産に関する租税などについての滞納処分の部分が削除されるという経緯がある。なお、こうした旧法16条の立法過程から、旧法では信託が成立しても、当該信託関係において委託者は離脱せず、信託当事者としての地位にとどまるとした立法者の意思の変遷を見ることができ（現行法では、委託者の異議を認めていない（現行法23条5項））。

4) 四宮和夫・信託法〔新版〕（1989年）182頁以下。

疑問も生じよう。

本件は、信託財産から生じる法定果実に対して、滞納固定資産税（租税債権）に基づく差押えが可能であると判断した初めての判決であり、意義のあるものと思われる。本稿では、上であげた問題点などを念頭に、以下2では本件賃料債権における本件土地の賃料相当額部分の特定性の要素について、3では旧法14条および同法16条の性質について述べ、4では公示の問題と分別管理義務について若干の分析をし、最後に5でまとめたい。

2. まず、本件判断の前提となる固定資産税の納税義務者について触れておきたい。X1とBとの間で締結された本件賃貸借契約では、本件土地から生じる賃料相当額部分と受託者の固有財産である本件家屋等から生じる賃料相当額部分との内訳は決められてはいないけれども、固定資産税の納付義務者については、地方税法343条2項において登記簿上の所有者と規定されている。したがって、本件家屋等は、X1の固有財産であるから、X1が納税義務者となる一方、信託においては信託財産の所有者は受託者であるX1であり、登記名義人となるのであるから、本件土地においても、受託者であるX1が納付義務者となるということには問題はなからう。

つぎに、本件賃料債権の性質について、本件では、賃貸借契約の当事者は、X1とBであり、X1を債権者とする本件賃料債権を1つの債権と見ながらも、内容として信託財産から生じる賃料相当額部分と受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分は区分できるとしている。したがって、1つの債権に2つの性質のものが并存していると判断しているようである。この点、裁判所は、一貫して信託財産から生じる賃料相当額部分および受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分という用語を用い、それぞれについて賃料債権といった表現を取って使用していないように見受けられる。また、裁判所の判断からは、X1の本件賃料債権に対する所有形態は、X1の固有財産から生じる賃料相当額部分と信託財産から生じる賃料相当額部分という、持分の明確な準共有の形態と認められるけれども、本件賃料債権の内訳が区分し得な

いのであれば、旧法 30 条（現行法 17 条、18 条）の問題となる。すなわち、信託財産から生じる賃料相当額部分と受託者固有の財産から生じる賃料相当額部分は、混和の問題として処理されることになる（民法 245 条。預金債権について、混和と認められ得る判例として、最判昭和 29 年 11 月 16 日裁判集民 16 号 467 頁、判時 41 号 11 頁がある。さらに、現行法では信託財産と固有財産とが識別不能になった場合に、各共有者の持分の割合は均等であると推定される（現行法 18 条）。

本件では、信託財産と受託者の固有財産が分別されることを前提に（旧法 28 条、現行法 34 条）、信託の登記が存在していること、賃貸借契約から生じる賃料につき、本件土地と本件家屋とは別個の不動産であり、その経済的な価値は別個に観念すること、が可能であることを指摘し、これら 3 つを要素にして、当事者の意思を合理的に解釈することで、本件賃料債権から信託財産から生じる賃料相当額部分を区分することは可能であると判断している。以下では、裁判所があげたこの 3 つの要素について、分析することとする。

旧法 28 条は、信託財産と受託者の固有財産が分別されなければならないという、受託者の分別管理義務を定める。この分別管理義務には、信託財産を特定する機能等があり、信託財産の独立性はこの特定性から導かれる⁵⁾。したがって、これにより、信託財産は受託者の固有財産から分離されることになる。本件では、信託財産である本件土地は信託登記がなされており、分別管理が認められるものの、本件土地から生じる賃料相当額部分については、特定が生じ得る一定の方法が採られるべきであるけれども（旧法 28 条。現行法では 34 条 1 項 2 号口で、計算を明らかにする旨を規定する。）、実際に X 1 は特定が生じ得る方法を講じておらず、受託者の固有財産および信託財産から生じる賃料の割合をはかる方法は採られていたとはいえない。

信託の登記が存在しているということについて、本件では、信託財産の登記により、信託財産の公示がなされると、分別管理の存在を認定し得ることになるから、両当事者には本件賃料債権において本件土地と本件家屋等から

5) 四宮・前掲書 220 頁。

生じる賃料相当額部分とを、区別し得る認識があるという理解なのであろう。しかし、本件土地である信託財産の登記が、本件土地の賃料相当額部分の特定の根拠となる、すなわち受託者の本件家屋等から生じる賃料相当額部分との区分し得る要素の1つとすることには、Bの信託の存在や信託登記の認識、また信託財産から生じる賃料相当額部分の支払という認識（Bは一括して賃料を払っている）、加えて本権賃料債権の内訳がなされておらず、分別管理の事実がない状況を考慮すると、やや理解が得難いのではなからうか。

賃貸借契約から生じる賃料につき、本件土地と本件家屋とは別個の不動産であり、その経済的な価値は別個に観念し得るということについては、周知のように土地と建物は別個の不動産であり（民法86条1項）、登記も別個になされる。したがって、経済的な価値は別個と観念することができよう。しかしながら、本件では、X1とBとの間で、本件土地並びに本件家屋を賃貸する内容の本件賃貸借契約が締結されており、これによりBは賃料を一括して支払っていたという経緯がある。また、本件では、Bが本件土地を信託財産であると認識していたのかは明確にされておらず、のみならずBは本件土地の賃料相当額をX1から説明され、本件賃料債権が2つの性質を有するものであることを認識していたのかも不明である。もっとも、意思解釈の部分で、Bは本件賃貸借契約等により、本件土地と本件家屋等の経済的な価値を別個と観念し得ると見るのであれば、信託財産と受託者の固有財産は別個と観念し得ることになるから、本件賃料債権においても本件土地の賃料相当額部分は別個と観念し得、本件賃料債権の内容は明確になるという見方もできなくもない。

これら3つの要素を前提に、本件は、本件賃料債権の内訳の決定を、当事者の意思の合理的な解釈により判断するけれども、意思解釈というやや曖昧な基準で判断した点も、疑問が残ると評価せざるを得ない。

このように、本件土地から生じる賃料相当額部分に対する差押えを認める上で必要とされる、信託財産の特定が認め難く、裁判所の判断には少なからず疑問があるといえよう。しかし、裁判所が提示したこれら要素は、本件の

ように特定性を認識し難い債権に対して、信託財産の分別管理の存在を認めるための基準となり得るものとして評価することもできるのであり、今後の類似する判決に影響を与えるものと見受けられる。

3. 本件では、信託財産から生じる賃料相当額部分が信託財産に帰属するのか否かが問題となる⁶⁾。信託財産の帰属範囲について、学説では、旧法14条の「信託財産ノ管理」により生じた財産すべてが信託財産に帰属するとされている⁷⁾。本件のような、受託者X1の信託財産の管理行為として締結された本件賃貸借契約に基づき生じる、本件土地の賃料相当額部分に関しては、通説では信託財産に帰属すると説く⁸⁾。しかし、本件の場合、名寄せによる固定資産税の算出であるから、正確な額の算出ではないともいえようが（本件

-
- 6) 本件信託契約においては、X1は亡A(X2)に対して配当金7万4400円の配当金を払う旨の内容が定められており、この配当金をどのように見るかも問題となろう。なお、本件では、これを本件土地から生じた賃料とは見ておらず、受益者への利益の配当と構成している。
- 7) 旧法14条について教科書等では、以下のようなネーミングがつけられている。代位物（遊佐慶夫・信託法制評論（1924年）63頁）、信託財産の弾力性（青木徹二・信託法論全（1926年）198頁以下）、受益権の物上代位性（濱田徳海・信託法の新研究（1927年）119頁以下）、信託財産の代位（岩田新・信託法新論（1933年）64頁以下、永井壽吉「日本信託法要義（五）」信託集会所会報17巻1号47頁）、信託財産の変形（上田啓次・信託制度とその利用（1956年）73頁。なお、上田・前掲書73頁では、単に物上代位とも述べる。）、信託財産の物上代位性（入江真太郎・全訂信託法原論（1933年）271頁以下、四宮・前掲書175頁、田中実・信託法入門（1992年）93頁、能見善久・現代信託法（2004年）59頁。細矢祐治・信託法理及信託法制（1925年）705頁では、信託財産の物上代位的効力と呼び、また、田中・前掲書93頁以下では、信託財産の統一性という用語も使用する。）、信託財産の範囲（松本崇＝西内彬・〈特別法コンメンタール〉信託法信託業法兼営法（1972年）102頁、大阪谷公雄・信託法セミナー（1990年）282頁）、など。このように、学説においては旧法14条について統一されたネーミングはなく、同条に対するそれぞれの解釈の相違を見ることが出来る。また、旧法14条の解釈に関連し、信託財産が何度も反復的に変形することから、これを信託財産の変形の原則と呼ぶものもある（遊佐・前掲書63頁、永井「前掲論文」47頁）。
- 8) 細矢・前掲書706頁、青木・前掲書199頁、三淵忠彦・信託法通釈（1927年）96頁以下、入江・前掲書273頁、来栖越夫・信託法綱論（1939年）134頁以下、永井・「前掲論文」47頁、四宮・前掲書177頁、田中・前掲書93頁、中野正俊・信託法講義（2005年）78頁。

の原審、大阪高判平成 25 年 3 月 14 日（判例自判 410 号 53 頁）は、この点を指摘する。）、本件はこの算出を是認する。したがって、信託財産から生じる賃料相当額部分を信託財産に帰属するとした上で、賃料相当額部分に対する差押えを認めた判断は、通説に従ったものと理解できよう。また、「信託財産ノ管理」により生じた財産すべてが信託財産に帰属すると解されていることから、信託財産から生じる債務（ここでは固定資産税）についても、信託財産に帰属すると見る有力な主張がある⁹⁾。

なお、旧法 14 条の適用にあたっては、公示の問題も存する。本件では、信託財産から生じる賃料相当額部分と受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分の内訳は決定されていないのであるけれども、本件土地から生じる賃料相当額部分のような旧法 3 条以外の財産である場合には、信託の公示を要しないとするのが有力説である¹⁰⁾。

つぎに、旧法 16 条は、原則として公示を前提として、受託者の債権者等からの強制執行等を禁止するといった、信託財産の独立性を担保する規定と解されている。同条は、受託者は、信託事務から生じる諸費用については、第三者に対しては債務者となるという趣旨でもあるけれども、そもそも何人による強制執行等を禁止するのかを定めていないことから、信託の基本構造にかかわる解釈如何によって、異なる見方ができるという指摘がある¹¹⁾。

旧法 16 条 1 項では、「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」または「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」である場合には、強制執行等を行うことが認められる。したがって、本件では、租税債権が「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」として認められ得るかが問題となろう。この点、学説では受託者の「信託ノ事務処理」について、本来の事務処理のみならず、それを広げて解釈を行うという動きが有力であって、本件のような租税債権についても、これに含ませるという見解が有力に主張されており¹²⁾、本件もこれに従ったものと

9) 四宮・前掲書 175 頁、松本 = 西内前掲書 107 頁、田中・前掲書 93 頁。

10) 四宮・前掲書 180 頁、能見・前掲書 62 頁。

11) 中野正俊・信託法判例研究（2005 年）187 頁以下。

12) 大阪谷・前掲書 310 頁、四宮・前掲書 183 頁以下、田中・前掲書 97 頁以下、松

いえる。

ところで、信託財産の独立性に関連し、本件と同様、複数不動産の同一所有者には、地方税法 387 条に基づく名寄せによって、固定資産税が一体として賦課されるけれども、納税通知書や名寄帳には各不動産の物件の評価額や相当税額が記載されているようである。本件では、本件賃貸借契約において生じた本件賃料債権に基づき、賃借人である B は、賃貸人である X 1 に対して一括して賃料を支払っていたという経緯があるけれども、裁判所は本件土地の賃料相当額部分の範囲の決定は可能であるということや、信託財産に係る滞納された固定資産税相当額部分に基づいて本件賃料債権に対して差押え等をするのは、旧法 16 条 1 項に反しないと判断する。そして、本件賃料債権は国税徴収法 63 条に基づき、その全額を差押えしなければならないと判断するけれども、国税徴収法 63 条は、債権全額の差押えを定める一方で、債権の一部の差押えも可能である旨を規定する。これに従うと、仮に受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分のみを差押えることも可能ではあるといえなくもないが、近年の判例では債権全額の差押えを認める傾向にあるようである¹³⁾。また、裁判所は、本件賃料債権を 1 つの債権と構成して、信託財産から生じる賃料相当額部分と受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分を取って分けずに、全体の差押えを認めたものとも解し得る。もっとも、信託財産から生じる賃料相当額部分の固定資産税の滞納額全額が弁済された後は、本件土地から取り立てた賃料相当額部分は、X 1 に交付すべきとする判断は、これとは矛盾するものと理解し得るのであるけれども、信託財産の独立性は維持されるものと評価できる。

4. 旧法 16 条には、信託財産の独立性ゆえの公示の問題があるけれども、本件は、旧法 16 条 1 項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に租税債権は含まれると判断するため、公示の問題としてはいない（旧法 3 条、現行法

本 = 西内・前掲書 114 頁。

13) 金子宏・租税法〔第 20 版〕(2015 年) 909 頁。

14条)。しかしながら、一般的に信託財産の独立性を論じる場合には、信託財産の公示は不可欠なものであり、本件においても信託財産である本件土地は信託登記がなされ、公示方法が採られている。旧法3条は、信託財産の公示について定めており、信託財産であることの表示方法を定めるのであるけれども、本件土地の賃料相当額部分というようなもの場合には、公示方法がないゆえに、そもそも信託財産であることの何らかの公示が必要とされるのか否かが問題となる。

こうした公示の問題につき、従来の学説では、旧法3条を中心に議論がなされていたが、近年では旧法28条に公示の機能を営ませるといった有力な主張が見られる。以下では、この問題に関する学説を概観したい。

信託財産から生じる財産権の公示方法¹⁴⁾、とりわけ公示方法のない財産権については、通説では原則として、公示なしに信託財産であることを第三者に対抗できると主張する¹⁵⁾。しかしながら、通説とは異なる見解もあり、例えば、第三者に対抗できないことを前提としつつ、旧法31条を根拠に第三者に悪意または重過失である場合に限り、公示方法を要せず対抗できるものとする見解がある一方¹⁶⁾、公示方法のない動産や一般債権でも、信託財産であることを確実な方法で証明できるならば（例えば、動産であれば公正証書、

14) 四宮・前掲書171頁では、民法177条の対抗に関する判例学説の理論を無視はできないが、信託の独立性を主張するのであれば、関係当事者の利益状況を考慮すると、公示可能な財産においても信託の公示を要求すべきではないと述べられる。

15) この見解の中にも意見の相違が見られる。すなわち、入江・前掲書254頁以下では、信託のための権利の譲渡（「移転其ノ他ノ処分」）および対抗要件（占有移転、債務者の承諾または債務者への通知）の具備を要求するが（同旨、宇佐美雅彦「信託の公示とその効力について」信託法研究19号120頁以下）、四宮・前掲書169頁は、これを否定する。また、青木・前掲書192頁以下では、信託財産であることを証明することにより、第三者に対抗できると説く（同旨、三淵・前掲書56頁以下、永井壽吉「日本信託法要義（二）」信託集会所会報16巻4号33頁以下、上田・前掲書43頁）。栗栖・前掲書164頁以下では、信託の設定により第三者に対抗できると主張する（同旨、中野・信託法講義98頁）。端的に、公示なくして第三者に対抗できると説くものとして、四宮・前掲書180頁、大阪谷公雄・総合判例研究叢書民法（22）191頁以下、松本＝西内・前掲書41頁、田中・前掲書91頁。

16) 遊佐・前掲書58頁以下。なお、細矢・前掲書367頁以下では、旧法31条に関係なく、公示方法のない財産については第三者に対抗できないと主張する。

指名債権であれば公正証書または債権譲渡通知等への信託であることの明記、信託財産の預金や寄託では信託財産の明示)、第三者に対抗できるとする見解¹⁷⁾、明認方法による処理を取り入れる見解¹⁸⁾、といったものがある。

他方で、旧法 28 条は、「信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ格別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」とし、受託者の分別管理義務を規定する¹⁹⁾。受託者の分別管理義務は、信託財産の特定性を維持することに意義を有するのみならず、公示的な機能を営むという有力な見解があり²⁰⁾、また特定性確保機能、善意

17) 上田・前掲書 43 頁以下。

18) 濱田・前掲書 143 頁以下。

19) 旧法 28 条の受託者の分別管理義務は、インド法 66 条、旧カリフォルニア法 2236 条を参照したようであり、信託法案の草案作成に先立つ 7 月 22 日会議メモに既に存し、大正 7 年 8 月 5 日の法案 10 条に定められていたという経緯がある(山田・信託立法過程の研究 105 頁以下)。すなわち、10 条は「信託財産ハ受託者ノ固有財産及他ノ信託財産ヨリ之ヲ分別スルコトヲ要ス」と規定されたけれども、同年 8 月 7 日に「格別ニ管理スルコト能ハサル場合其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス」と補修追加され、受託者が分別義務に違反した場合、受益者は分離請求権を有していたとされていた(山田・信託立法過程の研究 109 頁)。その後の推移としては(山田・信託法・信託業法 88 頁)、大正 7 年 9 月 19 日の法案 14 条は「信託財産ハ受託者ノ固有財産及他ノ信託財産ヨリ之ヲ分別スルコトヲ要ス但シ格別ニ管理スルコト能ハサル場合其ノ他已ムコト得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス」とされ、大正 7 年 11 月 1 日の法案 22 条では、大正 7 年 9 月 19 日の法案 14 条の条文に、「前項但書ノ場合ニ於テハ他ノ財産ト混和シタル信託財産ニ付分別計算ヲ為スコトヲ要ス」という内容が追加された。また、大正 7 年 10 月 20 日付「財産信託法」第 17 条 2 項では分別管理の例外として、金銭のみを念頭に置いていたようである。大正 8 年 8 月 16 日の法案 31 条は、大正 7 年 11 月 1 日の法案 22 条と同内容であるが、大正 8 年 12 月 9 日の法案 30 条においては、「信託財産ハ格別ニ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産カ金銭ノ他ノ代替物ナルトキハ格別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」とし、金銭等の例外規定が設けられた。そして、大正 11 年 2 月 22 日の法案 28 条では、「信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ格別ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」と規定されるに至る。

20) 四宮・前掲書 219 頁以下、田中・前掲書 112 頁、松本=西内・前掲書 177 頁、中野・信託法講義 151 頁。能見・前掲書 46 頁以下では、受託者の固有財産と信託財産が混蔵状態で保管されている場合、そこに物理的な分別がなく、金銭の特定性が証明できなくても、帳簿上計算が明らかにされていれば分別管理がなされていると見て、公示があるものと認められる。しかし、新井・前掲書 374 頁は、物理的な表示がなくても、受益者の表示があれば、受託者の固有財産との区別は可能であり、

取得阻止機能（公示的機能）、義務違反防止機能といった諸機能を有すると説くもの²¹⁾、さらには旧法 20 条における管理の一内容であるという主張もある²²⁾。もっとも、旧法 28 条には、信託財産の分別管理の具体的な方法は定められておらず、信託財産の性質や取引慣習により決定されることになろう（現行法 34 条にも言えよう）。

本件は、旧法 16 条 1 項を適用するにあたり、本件賃料債権の中に信託財産に属する財産を認定するために、分別管理の存在を認めるのであって（信託財産の特定）、その結果本件土地の賃料相当額部分は本件土地に属すると構成している。したがって、通説に従うと、本件賃料債権には公示を要しないとなるところ、本件では、本件土地の賃料相当額部分が本件土地である信託財産に属すると構成するために、特定性を要することになるわけであるけれども、これをその機能を有する分別管理の存在に求めたものということができよう。

最後に、本件では、受託者の下で、本件土地から生じる賃料相当額部分と受託者の固有財産から生じる賃料相当額部分が、混合されていた状態であったけれども、旧法 28 条や本件土地が信託登記されていたことなどを根拠に、本件土地に係る賃料相当額部分の存在を明らかにし、16 条 1 項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に基づき、差押さえを是認する。これにより、本件土地から生じた固定資産税の滞納額全額が本件土地の賃料相当額部分により弁済され後は、本件土地の賃料相当額部分に対する差押が解除されたとした本件判断は、信託財産の独立性の維持という理解に立った判断であったと評価できる。

また受益者の表示がなくても、物理的な分別のみで足りる場合があると解される。また、道垣内弘人・信託法（2017 年）190 頁では、分別管理義務が履行されていても、信託財産に属する財産が物理的に独立していなければ、第三者に対抗することができないと主張され、分別管理義務と公示との直結させる解釈を否定される。

21) 能見・前掲書 94 頁以下。

22) 田中・前掲書 112 頁、松本＝西内・前掲書 177 頁。

5. 本件は、旧法 16 条 1 項の適用を目的に、信託財産と受託者の固有財産との分別管理の存在を認定し、信託財産の差押えを可能にしたものと理解し得る。すなわち、受託者による分別管理の存在を認めることで（本件土地の賃料相当額部分の認定）、信託財産の特定性を生じさせ、その上で、学説上争われていた旧法 16 条 1 項の「信託事務ノ処理ニ付生ジタル権利」について、租税債権が含まれることを明確に打ち出し、差押えを可能にしたことが、本件の核心であると思われる。しかしながら、旧法 14 条の「信託財産ノ管理」として締結された賃貸借契約によって生じる賃料相当額部分が、当然に信託財産に属すると判断するけれども、その前提となる本件賃料債権の内訳を決定するための 3 つの要素については、十分に理解を得られるものとは言い難く、やや曖昧さを残したものであったと見受けられる。すなわち、本件賃料債権に何ら分別管理が認められない状況において、本件土地の賃料相当額部分に対する差押えを認めた判断には、疑問が残ろう。

上でも触れたように、現行法 23 条 1 項では、信託財産に属する財産に対して国税滞納処分をすることができないと規定されているけれども、本件における受託者による分別管理の存在を認めるための要素の提示や、信託財産の独立性の維持、旧法 16 条の適用範囲やその適用理由などについて、現行法にも影響を及ぼし得るものと思われる。

本件については、事案を考慮すると結論には賛成できるが、少なからず問題があると思われる。とりわけ、信託財産（債権）の差押えと受託者の分別管理義務の関係性について、今後どのように合理的な調整を図ることができるかなど、今後類似のケースを考える上で課題であると思われる。

追記

本評釈は、2018 年 6 月 16 日に法政大学において行われた判例研究会で報告したものであり、宮本健蔵先生をはじめ、参加された先生方からご批判とご教示を受けた。記してお礼を申し上げます。